

口座振替にして様々なリスクを減らしましょう！

納税通知書（明細書）に口座情報の記載がある場合は、その口座から口座振替されます。口座情報の記載がない場合は、下記の金融機関等で、同封の納付書により納付してください。

※相続、贈与などの登記により、所有者や共有構成員が変更になった場合、これまでの口座は引き継がれません。
引き続き口座振替を利用される場合は、再度、申込手续をお願いします。

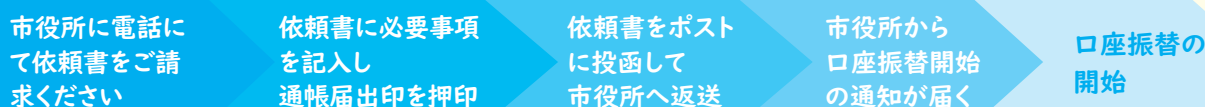
✔ 口座振替なら確実に納期内に納付できます！

- ・納付書の管理をする必要がなく、支払いの手間がかかりません。
- ・納付書で納め忘れた場合の延滞金がかかるリスクもありません。
- ・もしも、月末に引落できなかった場合には、翌月中旬にもう一度振替を行います。



✔ 口座振替のお申し込みは簡単！

① 口座振替依頼書（ハガキ等）による申し込み



② 金融機関の窓口で申し込み



口座振替を利用できる金融機関

八十二長野銀行・諏訪信用金庫・長野県信用組合・長野県労働金庫・みずほ銀行・三井住友銀行・ゆうちょ銀行・信州諏訪農業協同組合

お申し込みから口座振替の開始まで、金融機関での照会・確認等が必要なため、**約2か月**かかる場合があります。
手続き後も諏訪市から「市税等の口座振替開始について」の通知書がお手元に届くまでは、納付書にて納付してください。

※お急ぎの場合は、「②金融機関の窓口」でお申し込みください。

✔ 口座振替以外の納付方法は？

口座振替以外にも、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン等のアプリ（PayPay、d払い請求書払い、auPAY、FamiPay 請求書支払い、AEON Pay 請求書払い、楽天ペイ）でお支払いいただけます。ただし、「納期限を過ぎたとき」又は「納付書1枚の金額が30万円を超えるとき」は、コンビニエンスストア、スマートフォン等のアプリではお支払いできませんので、金融機関又は諏訪市役所でお支払いください。

地方税統一 QR コード対応金融機関について

市税の納付書に QR コードが印字してある場合は「全国の地方税統一 QR コード対応金融機関」での納付が可能です。金融機関の詳細は右の QR コードからご参照ください。

※QR コードが印字される市税

固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、市県民税（普通徴収）、国民健康保険税（普通徴収）



納付、口座振替に関する問い合わせ先

税務課 収納係 TEL0266-52-4141（内線137・138・139・141）

諏訪市に建物(空き家)をお持ちのみなさまへ

空き家の各種相談窓口

相談したいことがありましたら下記にお問合せください

空き家に関する総合相談窓口

空き家全般に関する相談にのります。何をしてもよいかわからない時、まずはこちらへ。

(問)都市計画課 建築住宅係 0266-52-4141(内線:267)

諏訪市空き家・空き地バンク活用相談会

売却・賃貸を検討している空き家・空き地の所有者を対象とした相談会
(公社)長野県宅地建物取引業協会が毎月第4土曜日(12月を除く)に無料で開催。
会場:諏訪商工会議所(市役所隣)



(問)地域戦略・男女共同参画課地域戦略係 0266-52-4141(内線 285、289)

銀座 NAGANO に出張します! 「空き家・空き地」個別相談会

売却・賃貸を検討している空き家・空き地の所有者を対象とした相談会
会場:銀座NAGANO5階(東京都中央区銀座5-6-5NOCOビル)年6回程度開催



(問)長野県宅地建物取引業協会 南信諏訪支部 諏訪会館 0266-57-0502(平日)

建築士による空き家リフォーム無料相談

耐震・断熱など空き家のリフォームに関する相談窓口

(問)公益社団法人長野県建築士会 諏訪支部 事務局 0266-58-6624(平日)

諏訪市空き家の手引き (電子書籍版)

空き家に関する総合的な情報がインターネット上で閲覧できます。

ホームページ: <https://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/21/57644.html>

主な内容:「空き家を放置していませんか?」「空き家の所有者になったら」
「空き家を管理するには?」「売却・賃貸・解体に関すること」
「空き家に関する補助事業」など

※冊子をご希望の場合は、

都市計画課建築住宅係 0266-52-4141(内線 267)へご連絡ください。



相続登記の申請が義務化されました!

所有者不明土地の解消に向けて、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されました。それ以前に亡くなった方の相続についても登記義務があります。相続登記が済んでいない不動産がある場合には、早めに相続登記をするようにしてください。



詳しくは、下記もしくは最寄りの法務局や司法書士事務所へお問い合わせください。

問い合わせ先 長野地方法務局諏訪支局 ☎0266-52-1043 (案内番号1に続いて2)

相談窓口 長野県司法書士会 常設電話無料相談 ☎026-232-6110 (平日12時~15時)

諏訪市シルバー人材センター / 空き家の管理、お任せください!

空き家の見回り 草刈・剪定など

諏訪市と諏訪市シルバー人材センターでは「空き家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しております。

Tel: 0266-57-1388